平成２９年（フ）第２８７号
沖縄県那覇市小禄１丁目25番12号　上原ハイツ101
債務者　佐々木かおり
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２１３号
金沢市しじま台１丁目４番地２　サニーホーム202号、従前の住所石川県加賀市熊坂町イ18番地17
債務者　野崎　純子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
岐阜県可児市川合341番地１　パストラル池田Ａ
債務者　北澤　博子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１５９号
静岡県富士市厚原885番地の10
債務者　稲村　政江
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１２６８号
名古屋市千種区千代が丘１番104―1109号　千代が丘団地
債務者　一居　辰登
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８２号
三重県鈴鹿市東磯山１丁目26―８、住民票上の住所三重県鈴鹿市東磯山２丁目８番１号　潮風の街磯山　Ｄ―８
債務者　大城　ダ　ロチャ　レヒーナこと　大城麗姫奈
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８３号
三重県鈴鹿市東磯山１丁目26―８、住民票上の住所三重県鈴鹿市東磯山２丁目８番１号　潮風の街磯山　Ｄ―８
債務者　フェレイラ　ダ　ロチャ　ルシアノこと　ＦＥＲＲＥＩＲＡ　ＤＡ　ＲＯＣＨＡ　ＬＵＣＩＡＮＯ
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３号
三重県尾鷲市栄町10番12号
債務者　薮　　智也
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第７５号
広島県尾道市東土堂町８―28、住民票上の住所広島県尾道市栗原西２丁目１番14号
債務者　橘高　佳代
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第７６号
広島県尾道市百島町3175番地
債務者　岡崎　真吾
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第９５号
山口県下関市安岡駅前１丁目１番７号
債務者　伊上　秀男
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈344番地１
債務者　原中　清春
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１０１号
福岡県飯塚市庄司2046番地１
債務者　足立　裕昭
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１０２号
福岡県飯塚市下三緒406番地１　ＭＩ筑水三番館106
債務者　齋藤　勇希
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１０５号
福岡県飯塚市立岩1625番地４　フラット３花村16号室
債務者　笠原　隆也
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３５号
宮崎県日南市吾田東２丁目３番40号、前住所宮崎県串間市大字北方342番地
債務者　北川　鶴美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所日南支部